

平成 28 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)
公募要領

平成 28 年5月
一般財団法人環境イノベーション情報機構

平成 28 年5月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「当機構」という。)では、環境省から平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の交付を受け、地方公共団体における、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・改定作業や同計画に基づくエネルギー起源CO₂の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制整備に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助金を交付する事業(以下「本補助金」という。)を実施します。

本補助金の目的や内容、応募方法、留意事項については、この公募要領に記載するとおりです。本補助金に応募される方は御熟読ください。

本補助金の補助事業として採択された場合には、平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)交付規程(平成 28 年 4 月 28 日 EIC 第 280428001 号)(以下「交付規程」という。)に従って、本補助金の交付申請の手続等を行っていただくことになります。

なお、採択された際には、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「[COOL CHOICE](#)」に、可能な範囲で御協力いただく可能性があります。

本補助金に応募される皆様へ

当機構の本補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としております。そのため社会的にその適正な執行が強く求められており、以下の点を十分認識した上で、本補助金の応募を行っていただきますようお願いします。

- 1 本補助金の応募者が当機構に提出する書類には、いかなる理由があつても虚偽の内容の記述を行わないでください。
- 2 本補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)の第 29 条から第 33 条において規定された罰則が適用されます。
- 3 当機構が本補助金の交付決定を通知する前に本補助金の実施に係る契約を締結した場合、その契約内容については、本補助金の交付対象とはなりませんので御注意ください。

目次

I . 補助金の目的及び内容.....	1
1. 補助金の目的.....	1
2. 対象事業の要件	1
3. 補助金の応募ができる者.....	2
4. 補助対象経費.....	2
5. 補助金の応募申請額.....	8
II . 事業の実施.....	9
1. 応募後の流れ	9
2. 留意事項.....	10
III. 応募方法	11
1. 応募の方法.....	11
2. 説明会の開催.....	13
3. 問合せ先	13

I. 補助金の目的及び内容

1. 補助金の目的

本補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号)第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」といふ。)の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」といふ。)のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、それによって日本の約束草案(平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としています。

2. 対象事業の要件

本補助金の対象事業は次に掲げる 2 事業（以下「補助事業」といふ。）とします。

(1) 事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)

次の1)又は2)に該当し、かつ3)に該当していること。

- 1) 事務事業編を日本の約束草案(平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定)※の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。
- 2) 事務事業編に基づく取組が現行のものと比べて大幅な強化・拡充となるものであること。
- 3) カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。

※ 現在、国において策定作業中の地球温暖化対策計画が閣議決定された後は、「日本の約束草案(平成 27 年 7 月 17 日地球温暖化対策推進本部決定)」を「国の地球温暖化対策計画」と読み替えるものとする。

(2) 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

次の1)～5)の全てに該当していること。

- 1) 事務事業編に位置付けられたもの又は事務事業編に位置付けられることが見込まれるものであること。
- 2) エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備等(その付帯設備、エネルギー需給を制御するためのシステム及びその関連設備を含む。)の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO₂の排出削減効果が定量的に検証できるものであること。

3) 補助対象設備に別添の環境省公表資料「環境省指定先進的高効率設備機器一覧」(以下「ASSET リスト」といふ。)から、少なくとも1つ以上※の設備機器を含むものであること。

※ 複数年度事業として採択された事業は、その複数年度全体で1つ以上とする。

※ また、ASEET リスト外の補助対象設備のうち、環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 28 年2月2日変更閣議決定)に定める特定調達品目については、当該品目に係る判断基準を

満たしているものとする。

- 4)「カーボン・マネジメント体制の整備計画」が提出されているものであること。
- 5)「カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針」が提出されているものであること。

3. 補助金の応募ができる者

本補助金の応募ができる者は、都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合とします。

4. 補助対象経費

補助事業に要する経費として認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、それぞれ表1、表2及び表3に掲げる経費とし、かつ補助事業で使用されたことが証明できるものとします。

表1 第1号事業の補助対象経費

費目	細分	内 容
人件費	人件費	補助事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費をいう。
業務費	賃 金	補助事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
	共済費	補助事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
	諸謝金	補助事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅 費	補助事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	印刷製本費	補助事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	補助事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及び 賃借料	補助事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用(借料)をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	消耗品費	補助事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

	システム等調整費	<p>補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。</p> <p>当機構からの交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
--	----------	---

表2 第2号事業の補助対象経費

区分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	補助事業の本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、補助事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
	直接経費		補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 水道、光熱、電力料(補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ② 機械経費(補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ③ 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)
	(間接工事費) 共通仮設費		次の費用をいう。 ① 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

	現場管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	補助事業の工事を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	補助事業の工事を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてはこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。

業務費	システム等調 整費		<p>補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。</p> <p>補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
事務費	事務費		<p>補助事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="482 1096 1335 1282"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区 分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5, 000万円以下の金額に対して</td><td>6. 5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>5. 5%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4. 5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%													

表3 第2号事業の補助対象経費(事務費内訳)

区分	費目	細目	細分	内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労働者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労働者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務等に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費及び備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

※以下の経費は補助対象外となります。

<直接工事費>

- ・本補助金への申請手続きに係る経費
- ・官公庁等への申請・届出等に係る費用

- ・既存設備の撤去・移設費(当該撤去・移設に係る諸経費も含む。)
 - ・既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
 - ・数年で定期的に更新する消耗品(予備品)
 - ・建物や配管等の単独での防熱・断熱強化工事(断熱パネル、断熱ガラス、断熱塗料等の設置・使用)
 - ・運転頻度が低いなどのために CO₂ 削減効果が現れない機器(非常用発電機等)
 - ・太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備
 - ・研究開発段階の設備
 - ・公用車
- ＜間接工事費＞
- ・補助対象外の直接工事に相当する間接工事費(直接工事費で按分して除すこと。)

5. 補助金の応募申請額

本補助金の応募申請額は、補助基本額(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象経費とを比較して少ない方の額)に次に掲げる事業の応募者ごとに定められた割合を乗じた額となります。算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて本補助金の応募申請額としてください。

(1) 事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)

1) 都道府県・政令市の場合

2分の1(ただし、算出された額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円とする。)

2) 政令市未満市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合

定額(ただし、算出された額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円とする。)

(2) 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

複数年度事業として採択された場合は、各年度の交付規程に基づく補助率が適用されます。

1) 都道府県・政令市の場合

3分の1

2) 財政力指数※が全国平均以上の政令市未満市町村・特別区及び地方公共団体の組合の場合

2分の1

3) 財政力指数※が全国平均未満の政令市未満市町村・特別区の場合

3分の2

※本応募については、総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」(平成 26 年度)に基づく財政力指数とする。

II. 事業の実施

1. 応募後の流れ

応募後の本補助金の流れは次のとおりです。

(1) 審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果を応募者に通知します。審査期間は、公募締め切り後、1か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については今後審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは別添の内容を想定しています。

(2) 交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を当機構に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。複数年度事業として採択された場合であっても、該当する単年度ごとの交付申請が必要です。その場合は、平成28年度分の補助事業内容を申請してください。

(3) 交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

交付決定後、交付申請書の添付書類として提出された「補助事業概要書」(申請版)について
は、採択された補助事業の概要として、当機構のホームページで公表する予定です。

(4) 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができます。

当機構が公募を開始した日以降から交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為(入札公告、落札者決定等)を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんので御注意ください。

また、当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければなりません。

(5) 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、変更交付申請書又は計画変更承認申請書を当機構に提出する必要があります。

複数年度に渡る補助事業において翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ当機構に報告し、指示に従ってください。場合によっては、審査委員会に再度諮ることがあります。

(6) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了(※)後 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日まで(当日消印有効)に、完了実績報告書を当機構に提出しなければなりません。

補助事業の完了日については、当該年度の 2 月末日を超えないようにしてください。

当機構は、上記完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者に通知します。

※「補助事業完了」とは、補助対象設備(第1号事業の場合は報告書)の、補助事業者による検収が完了し、施工業者等から補助事業者への物件の引渡しとその経費の支払が完了したこと
をいいます。

(7) 補助金の支払

当機構から交付額確定通知書を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書を当機構に提出する必要があります。当機構は精算払請求書を受理した後、その内容を確認の上、適当と判断した場合は、補助事業者に補助金の支払を行います。

(8) その他

上記(1)～(7)の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、御参照ください。

2. 留意事項

(1) 補助事業の経費

補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、当機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 取得財産の管理

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります(詳細については、交付規程の第 8 条第十二号を参照ください。)。場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

III. 応募方法

1. 応募の方法

(1)応募受付期間

応募受付期間は、平成28年5月12日(木)から平成28年6月10日(金)まで(当日消印有効)です。

本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後 2 次公募を行う場合があります。その場合は、当機構のホームページに掲載します。

(2)応募申請書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次の1)～2)に示すとおりです。

1)応募に必要な様式一式

当機構のホームページ掲載の【応募に必要な様式一式】を参照し、Word・Excel ファイルをダウンロードして別紙 応募申請書ファイルの作成の仕方を参照の上、書類を作成してください。

応募に必要な様式一式は、表4に示すとおりです。

表4 応募に必要な様式一式

事業区分	第1号 事業	第2号 事業
様式第1 応募申請書	必要	必要
別紙1－1 事業実施計画書(第1号事業用)	必要	
別紙1－2 経費内訳(第1号事業用)	必要	
別紙1－3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針	必要	
別紙2－1－1 事業実施計画書(第2号事業用)		必要
別紙2－1－2(その1) 建屋ごとの CO ₂ 排出量削減効果等一覧表		必要
別紙2－1－2(その2) 事業全体の CO ₂ 排出量削減効果集計表		必要

別紙2-2 経費内訳(第2号事業用)		必要
別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針(「カーボン・マネジメント体制の整備計画」を含む)		必要

2)その他参考資料

- イ) 【第2号事業:必須】カーボン・マネジメント体制の整備計画又は事務事業編の概要書(別紙2-3 別添)及び事務事業編の写し
- ロ) 【第2号事業】CO₂排出効果を算出するための基準年度のCO₂排出量の算出資料

(3)応募申請書類の提出方法及び提出先

「(2)応募申請書類」を「(1)応募受付期間」内に、郵送又は持参で以下の提出先まで御提出ください。

※封筒に「平成 28 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 第1号事業又は第2号事業」と赤字で明記すること。

(提出先)

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒105-0013 東京都港区浜松町 1-10-11 浜松町 OSビル 10階

TEL:03-6402-4321 FAX:03-6402-4322

(4)提出部数

「(2)応募申請書類」に示す1)を紙媒体で 3 部(正本は 1 部)、当該書類の Word・Excel・PowerPoint 形式の電子データを保存した電子媒体(CD-ROM 等、事業者名を必ず記載すること。)を1枚、それぞれ提出してください。

「(2)応募申請書類」に示す2)は紙媒体で 2 部提出してください。こちらの電子データは必要ありません。

提出された応募申請書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

(5)その他

応募に当たっては、本公募要領以外に、次のものも参照してください。

- 1) 平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)交付規程
- 2) 平成 28 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に係る Q&A 集

2. 説明会の開催

本補助金に係る公募説明会を平成 28 年 5 月 18 日(水)～5 月 23 日(月)の間、全国 7か所で開催する予定です。

説明会に関する詳細及び参加申込方法につきましては、当機構のホームページを御覧ください。

説明会では公募要領等は原則配布しませんので、必要な資料はあらかじめダウンロードした上、御持参ください。

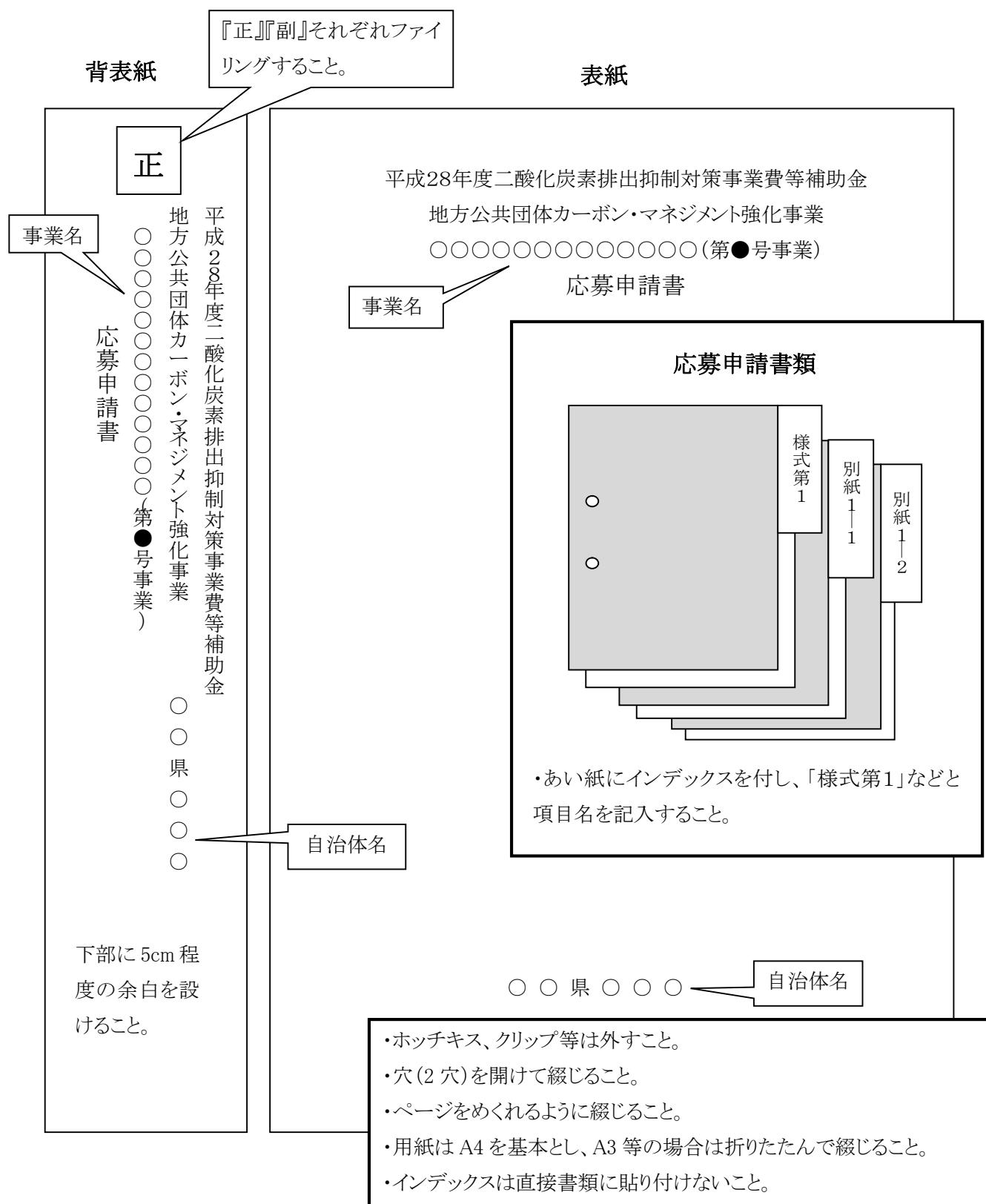
3. 問合せ先

本公募の内容に関して質問のある方は、「(1)所属・氏名 (2)連絡先(電話番号及びメールアドレス) (3)対象事業(第1号事業又は第2号事業) (4)質問内容」を記載の上、件名を「平成 28 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に関する問合せ」とし、下記のアドレスまで電子メールをお送りください。

送付先メールアドレス: jigyo-0@jigyo.eic.or.jp

別紙

応募申請書ファイルの作成の仕方



別添 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 審査のポイント(第1号事業)

対象書類	評価項目		評価の視点
(ア)事業実施計画書(別紙1-1)	1. 事業の内容	○事業要件	事業の内容が①又は②、かつ③に該当するか。 ①事務事業編を日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。 ②事務事業編に基づく取組が現行のものに比べて大幅な強化・拡充となるものであること。 ③カーボン・マネジメントを行なう体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。
		○事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス総排出量の把握	事業者の事務及び事業(事務事業編)から排出される温室効果ガス(特にエネルギー起源CO ₂)の総排出量を正確に把握できているか。又は現在調査中もしくは本事業で調査を実施するものであるか。
		○事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス総排出量の分析	事業者の事務及び事業(事務事業編)から排出される温室効果ガス(特にエネルギー起源CO ₂)排出量の特性について的確に分析がなされているか。又は現在分析中もしくは本事業で分析を実施するものであるか。
		○事業の目的	事業の目的が本事業の主旨と照らして整合的であるか。
		○事業の具体的な内容	事業の内容が本事業の主旨と照らして整合的であるか。
	2. 実施体制等	○事業のスケジュール	スケジュールが明確に示され、当該年度の2月末までに事業完了が見込めるか。
		○実施体制	進捗管理・経理・契約手続など、補助事業を確實に実施できる体制となっているか。
		○資金計画	資金調達計画に無理がなく(予算計上等)、事業遂行上問題がないか。
(イ)カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針(別紙1-3)	1. カーボン・マネジメント体制	○カーボン・マネジメント体制	首長(又は組織全体を統括できる役職)をトップとするカーボン・マネジメント体制の構築ができているか。又はこれを自指す方針であるか。
		○カーボン・マネジメントの対象施設	事業者の事務及び事業(事務事業編)に関する全ての施設を把握し、カーボン・マネジメントの対象としているか。
		○職員意識の啓発や関係団体への協力要請	職員意識の啓発(特に職員研修や情報周知)や施設管理委託業者・指定管理者等の関係団体への協力要請について、具体性・実効性を有するか。
		○評価・改善	エネルギー起源CO ₂ の排出量削減の評価・改善に関して、主な対象施設ごとに定量的な削減目標を設定し、特に首長等による年次総括を実施し、責任者を配置するなど、実効性が担保された体制である。又はこれを自指すものであるか。
	2. 温室効果ガス排出量の削減目標	○目標の高さと明確さ	事務事業編の削減目標の設定において、2030年度に業務その他部門でエネルギー起源CO ₂ を約40%削減(2013年度比)という約束草案の目標水準に照らして遜色ない目標を目指すものである。又は従前より高い削減目標を目指すような見直しを実施する方針となっているか。
		○設備機器の新規整備又は更新等	事務事業編において、設備機器の更新計画や更新基準が規定されており、機器の新規購入・機器の更新に当たっては環境省指定先進的高効率設備機器などCO ₂ 削減効果の高い機器を導入する旨が規定されている。又はこれと同様の内容が方針に記載されているか。
	(ウ)経費内訳(別紙1-2)	○経費内訳	経費内訳及び見積書の金額、数量等が正しい計算になっているか。

別添 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 審査のポイント(第2号事業)

対象書類	評価項目		評価の視点
(ア)事業実施計画書(別紙2-1-1)	1. 事業の内容	<input type="checkbox"/> 目的・目標 <input type="checkbox"/> 設備の規模・導入量	目的・目標が本事業の主旨と照らして整合的であるか。 補助対象設備の規模及び導入量が導入前設備と比較して過剰になっていないか。
	2. エネルギー起源CO ₂ 排出削減効果	<input type="checkbox"/> 設備導入による年間CO ₂ 削減量及び削減率 <input type="checkbox"/> 運用改善による年間CO ₂ 削減量及び削減率 <input type="checkbox"/> 取組全体の年間CO ₂ 削減量及び削減率 <input type="checkbox"/> 補助対象設備のCO ₂ 削減効果算定方法 <input type="checkbox"/> 費用効率性	設備導入による年間CO ₂ 削減量(CO ₂ -t)及び削減率(%) 運用改善による年間CO ₂ 削減量(CO ₂ -t)及び削減率(%) 取組全体の年間CO ₂ 削減量(CO ₂ -t)及び削減率(%) 補助対象設備のCO ₂ 削減効果算定方法の妥当性 取組全体におけるCO ₂ 削減の費用効率性
	3. 環境省指定先進の高効率設備機器導入比率	<input type="checkbox"/> 環境省指定先進の高効率設備機器導入比率	補助対象機器全体に占める環境省指定先進の高効率設備機器の導入比率の高さ
	4. 取組の先進性等	<input type="checkbox"/> 取組の先進性・モデル性	設備の導入とその運用管理計画による取組に先進性・モデル性
	5. 実施体制等	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 資金計画	進捗管理・経理・契約手続など、補助事業を確実に実施できる体制となっているか。 資金調達計画に無理がなく(予算計上等)、事業遂行上問題がないか。
	6. 事業のスケジュール及び補助金希望額	<input type="checkbox"/> 事業のスケジュール <input type="checkbox"/> 複数年度の場合	スケジュールが明確に示され、当該年度の2月末までに事業完了が見込めるか。 複数年度で実施しなければならない理由に妥当性が認められ、全体のスケジュールが明確に示され、単年度ごとの切り分けができる事業内容になっているか。
	7. カーボン・マネジメントの推進方針(別紙2-3)	<input type="checkbox"/> 事務事業編の策定状況 <input type="checkbox"/> 補助対象事業の事務事業編における位置付け	事務事業編が策定済みであるか、未策定の場合は2年以内に策定予定であるか。 事務事業編において補助対象事業が位置付け済みであるか、又は位置付け予定であるか。
	8. カーボン・マネジメント体制の整備計画等	<input type="checkbox"/> カーボン・マネジメント体制の整備計画 <input type="checkbox"/> CO ₂ 排出削減の目標設定 <input type="checkbox"/> カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針 <input type="checkbox"/> 補助対象施設・設備に対する運用管理体制	事務事業編の継続的かつ効果的なカーボン・マネジメント体制が構築されている、又はその整備計画が提示されているか。 日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)に沿った目標が記載されているか、又は検討がされ改定時期が定まっているか。 事業者が、補助事業を核とした先進的な取組だと考えるカーボン・マネジメントに係るノウハウについて、事業者の管内における地方公共団体や民間事業者等又は全国の地方公共団体に普及させる方針に具体性や確実性、効果が見込めるか(たとえば、実行計画(区域施策編)の率先行動としての普及方針に掲げているなど)。 管理体制表及び管理項目とスケジュールが妥当か。
	9. 事業実施によるエネルギー起源CO ₂ 排出削減以外の効果	<input type="checkbox"/> 事業実施によるエネルギー起源CO ₂ 排出削減以外の効果	当該効果の政策的有用性
(ウ)経費内訳(別紙2-2)	経費内訳	<input type="checkbox"/> 積算の正確さ	経費内訳及び見積書の金額、数量等が正しい計算になっているか。

別添 環境省指定先進的高効率機器一覧

対象機器	基準
1. ガスエンジン ヒートポンプ	<p>室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、JIS B 8627:2006 に準じて効率が測定されている機器には期間成績係数(APF)およびCOPについて、JIS B 8627:2015 に準じて効率が測定されている機器には期間成績係数(APFp)および COPp について下記いずれかの基準を満たすもの。なお、発電機能付きの製品等については APF・COP 等を測定できないため、その母型機の APF・COP 等によって判断するものとする。</p> <p>【JIS B 8627:2015 で効率が測定された機器】</p> <p>相当馬力数<16HP : 1.53 16 HP≤相当馬力数<20HP:1.70 20HP≤相当馬力数:1.85 (APFp・高位発熱量基準 寒冷地仕様以外)</p> <p>1.44 (APFp・高位発熱量基準 寒冷地仕様)</p> <p>相当馬力数<10HP : 1.16 10HP≤相当馬力数:1.33 (COPp・高位発熱量基準 寒冷地仕様以外)</p> <p>1.36 (COPp・高位発熱量基準 寒冷地仕様)</p> <p>【JIS B 8627:2006 で効率が測定された機器】</p> <p>2.24 (APF・高位発熱量基準) または 1.36 (COP・高位発熱量基準)</p>
2. 店舗・オフィス用エアコン	冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するも

	<p>のに限る）を同時に設置する場合のもののうち、個別制御ができない店舗・オフィス用途のもの。JIS B 8616 2015 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率（APF）が以下の基準を満たすもの。なお、冷房能力が 16kW 以下の機器については、低 GWP 冷媒（R32 以下のもの）を利用したものに限る。</p> <p>冷房能力\leq4.0kW : 6.8 4.0kW < 冷房能力\leq5.0kW : 6.6 5.0kW < 冷房能力\leq6.3kW : 6.3 6.3kW < 冷房能力\leq11.2kW : 6.5 11.2kW < 冷房能力\leq16.0kW : 5.9 16.0kW < 冷房能力 : 5.3 (APF)</p>
3. 設備用エアコン	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機で、1 台の室外機に対し 1 台または複数台の室内機を接続することが可能なもののうち、主に工場向けのもの。通常、室内機は床置き型である。JIS B8616 : 2015 に掲げる計算式に基づいて算出される通年エネルギー消費効率（APF）について下記の基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq14.0kW : 4.2 14.0kW < 冷房能力\leq28.0kW : 4.5 28.0kW < 冷房能力\leq56.0kW : 4.0 56.0kW < 冷房能力 : 3.3 (APF)</p>
4. ビル用マルチエアコン	<p>冷凍機を組み込んだ空気調和機で、室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもの）と、複数の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る）を同時に設置する場合のもののうち、個別の制御が可能なビル用途のもの。JIS B 8616:2015 に掲げる計算式に基づいて通年エネルギー消費効率（APF）について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力\leq14.0kW : 5.5 14.0kW < 冷房能力\leq16.0kW : 5.3 16.0kW < 冷房能力\leq22.4kW : 5.8 22.4kW < 冷房能力\leq28.0kW : 5.6 28.0kW < 冷房能力\leq33.5kW : 6.0 33.5kW < 冷房能力\leq40.0kW : 5.7</p>

	<p>40.0kW < 冷房能力 ≤ 69.0kW : 5.8 69.0kW < 冷房能力 ≤ 80.0kW : 5.7 80.0kW < 冷房能力 ≤ 101.0kW : 5.8 101.0kW < 冷房能力 : 5.0 (APF)</p>
5. 吸収式冷温水機、吸収式冷凍機	<p>臭化リチウム液、他の吸収液を循環過程において 2 回以上再生するもののうち、冷凍能力または加熱能力を加熱源熱消費量（消費電力は含まない）で除して算出される成績係数（COP）が以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷房能力 < 70RT : 1.12 70RT ≤ 冷房能力 < 150RT : 1.30 150RT ≤ 冷房能力 : 1.35 (高位発熱量基準)</p>
6. 温水ボイラ	<p>燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して業務用の給湯や暖房用途の温水を発生させ、その温水を他に供給するもののうち、JIS B8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。</p> <p>出力 < 1000kW : 105% 1000kW ≤ 出力 : 88% (低位発熱量基準)</p>
7. 蒸気ボイラ	<p>ガス・石油等の燃料の燃焼や電気を熱源として、水を加熱して水蒸気を発生させ、その蒸気を他に供給するもののうち、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法または熱損失法に準じて算出されたボイラ効率が以下の基準を満たすもの。</p> <p>蒸発量 ≤ 1500kg/h : 96% 1500kg/h < 蒸発量 ≤ 7200kg/h : 98% 7200kg/h < 蒸発量 : 94% (低位発熱量基準)</p>
8. 潜熱回収型給湯器	<p>排気中の潜熱を回収して再加熱するための機能を有する給湯器のうち、JIS S 2109 にて規定されている熱効率（給水温度を 40°C 昇温させる時の給湯出力とガス熱量（高位発熱量基準）の比）から算出された熱効率が 0.95 以上であるもの</p>
9. 空気冷媒方式	空気の断熱膨張における温度低下により、-50～-100°C の空気を得る冷凍機

冷凍機	のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値(COP)が 0.4 以上であるもの。なお、COP は庫内温度：-60°C、庫容量：1000 トン程度の条件下において算出したものとし、付属する機器動力も加味した定格消費エネルギーを用いることとする。
10. 冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	<p>主に冷凍冷蔵倉庫用途として-40～-5°C程度の冷媒を庫内に循環させる冷凍機のうち、定格能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>-20°C < 保管温度帯 ≤ 10°C 冷凍能力 ≤ 200kW : 3.76 200kW < 冷凍能力 : 3.37</p> <p>-40°C < 保管温度帯 ≤ -20°C 冷凍能力 ≤ 50kW : 1.80 50kW < 冷凍能力 : 2.10</p>
11. 空冷ヒートポンプチラー	<p>空気を熱源としたヒートポンプ方式の空冷式チーリングユニットのうち、JISB8613:1994 または JRA4066:2014 に準じて算定された成績係数 (COP) が以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷却能力 ≤ 60.0kW : 2.87 60.0kW < 冷却能力 ≤ 90.0kW : 3.07 90.0kW < 冷却能力 ≤ 120.0kW : 3.50 120.0kW < 冷却能力 ≤ 220.0kW : 3.30 220.0kW < 冷却能力 : 4.00 (標準仕様 冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>3.41 (標準仕様 冷水出入口温度差 7°C)</p> <p>2.89 (寒冷地仕様)</p> <p>3.79 (寒冷地仕様・散水式)</p> <p>2.33</p>

	(ブライン仕様 ブライン入口 3°C、出口 0°C) 冷却能力≤90.0kW : 2.45 90.0kW<冷却能力 : 2.30 (ブライン仕様 ブライン入口 0°C、出口-5°C) 冷却能力≤60.0kW : 1.73 60.0kW<冷却能力 : 2.63 (ブライン仕様 ブライン入口-2°C、出口-5°C) 冷却能力≤60.0kW : 1.87 60.0kW<冷却能力 : 2.14 (ブライン仕様 ブライン入口-2°C、出口-7°C) 冷却能力≤90.0kW : 2.90 90.0kW<冷却能力 : 2.75 (ブライン仕様・散水式 ブライン入口 0°C、出口-5°C) 冷却能力≤60.0kW : 2.60 60.0kW<冷却能力≤120.0kW : 3.30 120.0kW<冷却能力 : 3.00 (冷房専用 冷水出入口温度差 5°C) 3.41 (冷房専用 冷水出入口温度差 7°C) 4.60 (冷房専用 散水式 冷水出入口温度差 5°C) 4.80 (冷房専用 散水式 冷水出入口温度差 7°C) 冷却能力≤60.0kW : 2.63 60.0kW<冷却能力 : 2.41 (冷房専用・ブライン仕様 ブライン入口-2°C、出口-5°C)
--	--

	<p>4.72 (散水式冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>4.80 (散水式冷水出入口温度差 7°C)</p> <p>(いずれも COP)</p>
12. 水冷ヒートポンプチラー	<p>水を熱源としたヒートポンプ方式の水冷式チーリングユニットのうち、JISB8613:1994 または JRA4066:2014 に準じて算定された成績係数 (COP) が以下の基準を満たすもの。</p> <p>冷却能力\leq80.0kW : 3.82 80.0kW < 冷却能力 : 5.02 (冷水出入口温度差 5°C)</p> <p>2.74 (ブライン仕様 ブライン入口 3°C、出口 0°C)</p> <p>冷却能力\leq60.0kW : 2.24 60.0kW < 冷却能力 : 2.55 (ブライン仕様 ブライン入口-3°C、出口-7°C)</p> <p>(いずれも COP)</p>
13. ターボ冷凍機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機のうち JISB8621:2011 に掲げる計算式に基づいて算出される成績係数 (COP) もしくは期間成績係数 (IPLV) について下記いずれかの基準を満たすもの。ただし、オゾン破壊係数が 0 の冷媒を使用しているものに限る。</p> <p>冷凍能力\leq220USR : 5.40 220USR < 冷凍能力\leq500USR : 5.96 500USR < 冷凍能力\leq1000USR : 6.12 1000USR < 冷凍能力 : 6.03 (COP)</p> <p>冷凍能力\leq220USR : 7.24 220USR < 冷凍能力\leq500USR : 8.05</p>

	<p>500USRT<冷凍能力≤1000USRT : 8.50 1000USRT<冷凍能力 : 8.09 (IPLV)</p>
14. ヒートポンプ 給湯機	<p>電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機で、自然冷媒を利用したもの のうち、JRA4060:2014に基づいて算出される年間標準貯湯加熱エネルギー 消費効率が下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>標準仕様 加熱能力≤20kW : 4.1 20kW<加熱能力 : 3.9</p> <p>寒冷地仕様 加熱能力≤20kW : 3.5 20kW<加熱能力 : 3.3</p> <p>(年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率)</p>
15. 高温水ヒート ポンプ	下水熱や工場排水、排ガス等の未利用熱を熱源として活用するヒートポンプ であり、水等の二次媒体を加熱する熱源機のうち、定格加熱能力を定格消費 エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、熱源や 供給方式、温水出口温度、熱源媒体入口温度、熱源媒体出口温度、温水出入 口温度差等によって定められた区分ごとに基準を設定する。

区分	条件等（温度条件について、X~YはX以上Y以下を、X~はX以上を、~YはY以下をそれぞれ意味する）					
	熱源	供給方式	温水出口温度(℃)	熱源媒体入口温度(℃)	熱源媒体出口温度(℃)	温水出入口温度差(℃)
1	空気	循環式	65~70	16	12	5
2	空気	循環式	65~70	25	21	5
3	空気	循環式	65~70	25	21	10
4	空気	一過式	JRA4060:2014に準じて算出			
5	水	循環式	65	20	15~17	5
6	水	循環式	65	30	25~30	5
7	水	循環式	65	38~40	35	5
8	水	循環式	65	17~30	7~20	10
9	水	循環式	65	40	30	10
10	水	循環式	75	20	15~17	5
11	水	循環式	75	30	25~27	5
12	水	循環式	75	40	35	5
13	水	循環式	75	30	20	10
14	水	循環式	75	35~40	30	10
15	水	循環式	90	30	25	5
16	水	循環式	90	40	35	5
17	水	循環式	90	40	30	10
18	水	循環式	90	17	7	10
19	水	一過式	JRA4060:2014に準じて算出			
20	水空気	循環式	65	~20	~15	5
21	水空気	循環式	75	17	7	10
22	水空気	循環式	65	25	21	5
23	水空気	一過式	水熱源運転でJRA4060:2014に準じて算出			
24	水空気	一過式	空気熱源運転でJRA4060:2014に準じて算出			

区分	基準(COP)
1	3.09
2	2.9
3	3.4
4	3.8
5	3.11
6	2.8
7	3.0
8	3.2
9	4.7
10	2.1
11	2.2

		<table border="1"> <tr><td>12</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>13</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>16</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>18</td><td>2.75</td></tr> <tr><td>19</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>20</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>21</td><td>2.05</td></tr> <tr><td>22</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>23</td><td>3.9</td></tr> <tr><td>24</td><td>4.1</td></tr> </table>	12	4.0	13	3.0	14	3.8	15	2.5	16	3.2	17	3.0	18	2.75	19	4.3	20	2.9	21	2.05	22	2.9	23	3.9	24	4.1	
12	4.0																												
13	3.0																												
14	3.8																												
15	2.5																												
16	3.2																												
17	3.0																												
18	2.75																												
19	4.3																												
20	2.9																												
21	2.05																												
22	2.9																												
23	3.9																												
24	4.1																												
16. 熱風ヒートポンプ		高温の熱風を発生させる装置であり、自然冷媒を用いたヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が3.44以上であるもの。なお、算出に当たっては、空気入口温度20°C、熱風供給温度100°C、熱源水入口温度30°C、熱源水出口温度25°Cを前提条件とする。																											
17. 蒸気発生ヒートポンプ		蒸気を発生させる装置であり、ヒートポンプ方式のもののうち、定格加熱能力を定格消費エネルギーで除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、蒸気圧力、熱源水入口温度、熱源水出口温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。 蒸気圧力0.1MpaG、熱源水入口温度65°C、熱源水出口温度60°C : 3.53 蒸気圧力0.1MpaG、熱源水入口温度80°C、熱源水出口温度70°C : 3.50 蒸気圧力0.6MpaG、熱源水入口温度70°C、熱源水出口温度65°C : 2.45 (COP)																											
18. 蒸気再圧縮装置		産業プロセス等で利用された排熱を回収し、循環式の供給方式を用いるヒートポンプのうち、システム消費電力(kW)を吐出蒸気量(kg/h)で割って算出する消費電力量(kWh/kg)が以下の基準を満たすもの。なお、算出に当たっては、吐出圧力、吐出蒸気量、給水温度を使用条件に応じて以下のとおり設定することを前提条件とする。 吐出圧力: 0.1MpaG以上 0.2MpaG以下、吐出蒸気量: 1.0t/h以上 2.0t/h以																											

	<p>下、給水温度：80°C : 0.067 吐出圧力：0.4MpaG 以上、吐出蒸気量：1.0t/h 以上 1.5t/h 以下、給水温度： 80°C : 0.085 吐出圧力：0.1MpaG 以上 0.3MpaG 以下、吐出蒸気量：3.0t/h 以上、給水温 度：80°C : 0.064 (kWh/kg)</p>
19. 誘導モータ	<p>固定子巻線に交流電流を流して回転磁界をつくり、電磁誘導によって回転子 巷線に誘導電流を流し、それと磁界との作用により回転トルクを発生させる モータのうち JISC4034-2-1 に準拠して算定された効率値が以下の基準を満 たすもの。なお、算出にあたっては極数：4 極、周波数：60Hz における数 値とする。</p> <p>容量\leq2.2kW : 89.9 2.2kW < 容量\leq10.0kW : 91.8 10.0kW < 容量\leq22.0kW : 93.4 22.0kW < 容量\leq37.0kW : 94.7 37.0kW < 容量 : 95.8 (%)</p>
20. 永久磁石同期 モータ	<p>回転子に永久磁石 (PM) を使用した同期モータのうち、JISC4034-2-1 に準 拠して算定された効率値が以下の基準を満たすもの。</p> <p>容量\leq3.0kW : 90.4 3.0kW < 容量\leq6.5kW : 92.8 6.5kW < 容量\leq45.0kW : 94.6 45.0kW < 容量 : 96.5 (%)</p>
21. 変圧器	<p>電磁誘導を利用して交流電圧を昇降させる装置のうち、無負荷損と負荷損に 負荷率の自乗を足して算出される数値（全損失 W）が以下の基準を満たす （基準以下）ものとする。</p> <p>【油入変圧器、単相】 (50Hz)</p> <p>容量\leq10kVA : 58 10kVA < 容量\leq20kVA : 96 20kVA < 容量\leq30kVA : 129 30kVA < 容量\leq50kVA : 190</p>

	<p>50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 210</p> <p>75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 266</p> <p>100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 367</p> <p>150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 465</p> <p>200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 615</p> <p>300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 848 (W)</p> <p>(60Hz)</p> <p>容量 ≤ 10kVA : 55</p> <p>10kVA < 容量 ≤ 20kVA : 93</p> <p>20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 125</p> <p>30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 182</p> <p>50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 202</p> <p>75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 262</p> <p>100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 340</p> <p>150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 445</p> <p>200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 596</p> <p>300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 835 (W)</p> <p>【油入変圧器、三相】</p> <p>(50Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 129</p> <p>20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 168</p> <p>30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 244</p> <p>50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 275</p> <p>75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 332</p> <p>100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 440</p> <p>150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 550</p> <p>200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 734</p> <p>300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 1,063</p> <p>500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,930</p> <p>750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,358</p> <p>1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 3,258</p> <p>1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 4,265</p>
--	---

	(W) (60Hz) 容量≤20kVA : 126 20kVA<容量≤30kVA : 165 30kVA<容量≤50kVA : 236 50kVA<容量≤75kVA : 257 75kVA<容量≤100kVA : 310 100kVA<容量≤150kVA : 420 150kVA<容量≤200kVA : 523 200kVA<容量≤300kVA : 685 300kVA<容量≤500kVA : 1,001 500kVA<容量≤750kVA : 1,850 750kVA<容量≤1000kVA : 2,300 1000kVA<容量≤1500kVA : 3,208 1500kVA<容量≤2000kVA : 4,118 (W) 【モールド変圧器、単相】 (50Hz) 容量≤10kVA : 75 10kVA<容量≤20kVA : 118 20kVA<容量≤30kVA : 162 30kVA<容量≤50kVA : 231 50kVA<容量≤75kVA : 197 75kVA<容量≤100kVA : 228 100kVA<容量≤150kVA : 316 150kVA<容量≤200kVA : 396 200kVA<容量≤300kVA : 519 300kVA<容量≤500kVA : 787 (W) (60Hz) 容量≤10kVA : 72 10kVA<容量≤20kVA : 113 20kVA<容量≤30kVA : 148
--	--

	<p>30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 218 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 186 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 229 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 291 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 372 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 521 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 796 (W)</p> <p>【モールド変圧器、三相】 (50Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 162 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 197 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 296 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 251 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 343 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 448 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 474 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 630 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 904 500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,873 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,305 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,220 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,275 (W)</p> <p>(60Hz)</p> <p>容量 ≤ 20kVA : 161 20kVA < 容量 ≤ 30kVA : 193 30kVA < 容量 ≤ 50kVA : 291 50kVA < 容量 ≤ 75kVA : 247 75kVA < 容量 ≤ 100kVA : 313 100kVA < 容量 ≤ 150kVA : 432 150kVA < 容量 ≤ 200kVA : 484 200kVA < 容量 ≤ 300kVA : 640 300kVA < 容量 ≤ 500kVA : 892</p>
--	--

	<p>500kVA < 容量 ≤ 750kVA : 1,888 750kVA < 容量 ≤ 1000kVA : 2,323 1000kVA < 容量 ≤ 1500kVA : 4,158 1500kVA < 容量 ≤ 2000kVA : 5,057 (W)</p>
22. コージェネレーション	<p>ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのう JIS B 8121 コージェネレーションシステムに準じて算出された総合効率（発電端）又は発電効率について下記いずれかの基準を満たすもの。</p> <p>（総合効率・低位発熱量基準）</p> <p>82% （発電効率・低位発熱量基準） 41%</p>
23. LED ベースライト照明器具（ストレート）	発行ダイオード（LED）を光源に使用した 直管蛍光ランプ相当サイズのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているもののうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が 180.0[lm/W] 以上のもの。
24. LED ベースライト照明器具（32 形/45 形蛍光灯スクエアタイプ）	発行ダイオード（LED）を光源に使用した 32 形または 45 形蛍光灯相当のスクエアタイプのベースライト照明器具で、電気用品安全法の下での PSE マークが付与されているもののうち、定格光束を定格消費電力で除して算出した数値が以下の基準を満たすもの。
	<p>45 形 : 147.2 (lm/W) 32 形 : 146.7 (lm/W)</p>
25. 電子計算機（サーバ型）	<p>電子計算機であり、サーバ型のもののうち、省エネ法における区分毎に、消費電力を複合理論性能で除して算出した数値が以下の基準を満たす（基準以下）もの。</p> <p>A 区分 : 1,418 B 区分 : 2,346 C 区分 : 1.3 D 区分 : 1.3 E 区分 : 3.93 F 区分 : — G 区分 : —</p>

	<p>H 区分：－</p> <p>I 区分：0.15</p> <p>J 区分：0.246</p> <p>K 区分：0.65</p> <p>L 区分：0.39</p>
26. 業務用冷凍冷蔵庫	<p>レストランの厨房やスーパー・マーケットのバックヤード等に使用される業務用の冷凍冷蔵庫のうち、JISB8630(日本工業規格)に準じて算出されたエネルギー消費効率 kWh/年(機器が1年間に消費する電力量)が以下の基準を満たすもの。ただし、縦型は奥行800mmの製品を、横型は奥行600mmの製品をベースに設定しているため、その他の奥行の製品を水準値と比較する場合は、以下の通り補正した容積帯における水準値を参照することとする。</p> <p>縦型： 環境省指定先進的高効率機器における参考容積帯=800[mm]／奥行 [mm]×容積[L]</p> <p>横型： 環境省指定先進的高効率機器における参考容積帯=600[mm]／奥行 [mm]×容積[L]</p> <p>【縦型冷蔵庫】</p> <p>容量≤700L : 440</p> <p>700L < 容量≤1,200L : 520</p> <p>1,200L < 容量 : 730</p> <p>【横型冷蔵庫】</p> <p>容量≤250L : 370</p> <p>250L < 容量≤350L : 440</p> <p>350L < 容量≤450L : 490</p> <p>450L < 容量 : 540</p> <p>【縦型冷凍冷蔵庫】</p> <p>(冷凍室 1 室)</p> <p>容量≤1,200L : 1,460</p> <p>1,200L < 容量 : 1,680</p> <p>(冷凍室 2 室)</p> <p>容量≤900L : 1,580</p> <p>900L < 容量≤1,200L : 1,780</p> <p>1,200L < 容量 : 1,970</p>

	<p>【横型冷凍冷蔵庫】</p> <p>容量\leq250L : 1,340</p> <p>250L < 容量\leq350L : 1,530</p> <p>350L < 容量 : 1,900</p> <p>【縦型冷凍庫】</p> <p>容量\leq700L : 1,320</p> <p>700L < 容量\leq900L : 1,850</p> <p>900L < 容量\leq1,200L : 2,120</p> <p>1,200L < 容量\leq1,500L : 2,630</p> <p>1,500L < 容量 : 3,410</p> <p>【横型冷凍庫】</p> <p>容量\leq250L : 1,060</p> <p>250L < 容量\leq350L : 1,250</p> <p>350L < 容量 : 1,500</p>
27. 工業炉用バーナ	<p>セラミック、電子部品、金属、ガラス、ガス、粉体などを所定の温度で加熱、焼結、溶解、熱処理するため設備（工業炉）における燃焼装置のうち、炉の種類ごとに設定した排ガス回収率の水準を満たす炉に設置されたもの。</p> <p>溶解炉:85.0%</p> <p>熱処理炉:80.6%</p> <p>加熱炉:80.0%</p> <p>ガス焼却炉:90.0%</p>

(備考)

- ※ 各機器において電源周波数50Hz 及び60Hz により効率が異なる場合で、本表中に特段の指定が無い場合は、いずれかが基準となる水準を満たしていれば対象機器となる。
- ※ 冷温同時取出しを行うヒートポンプ等については、(冷却能力+加熱能力)/消費電力で求められる効率が、該当する機器区分の基準値を満たしている場合には対象となる。
- ※ この一覧表に記載された有効数字によって環境省指定先進的高効率機器水準を満た

すものか判断することとする（例：出力1000kWを下回る温水ボイラの水準値は105%であるが、JIS B 8222 陸用ボイラー熱勘定方式におけるボイラ効率の算定方式の入出熱法に準じて算出されたボイラ効率が104.5%である機器は、四捨五入すると105%となるため、基準を満たす）。

[応募に必要な様式一式]

様式第1 応募申請書

別紙1－1 事業実施計画書(第1号事業用)

別紙1－2 経費内訳(第1号事業用)【Excel】

別紙1－3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

別紙2－1－1 事業実施計画書(第2号事業用)

別紙2－1－2(その1) 建屋ごとの CO₂排出量削減効果等一覧表【Excel】

別添1 システム図【Excel】

別添2 設備機器導入前後比較表【Excel】

別紙2－1－2(その2) 事業全体の CO₂排出量削減効果集計表【Excel】

別紙2－2 経費内訳(第2号事業用)【Excel】

別紙2－3 カーボン・マネジメントの推進方針

別添 事務事業編の概要書

様式第1

番号
平成 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 経費内訳
3. (第1号事業の場合)カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針
(第2号事業の場合)カーボン・マネジメントの推進方針
4. その他参考資料
 - イ)【第2号事業:必須】カーボン・マネジメント体制の整備計画又は事務事業編の概要書及び事務事業編の写し
 - ロ)【第2号事業】CO₂排出効果を算出するための基準年度のCO₂排出量の算出資料

別紙1－1

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書(第1号事業用)

事業名			
事業実施の団体名			
分類			
会計の区分			
申請者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名	所在地
	事業責任者		
	氏名	役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	
	事業担当者		
	氏名	役職名	所在地
電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
共同事業者 (共同実施の場合のみ)	団体名	代表者	
		氏名	役職名
<1. 事業の内容>			
1)次の①～③の区分に当てはまるものの番号に○を入れてください。 <ul style="list-style-type: none"> ①事務事業編を日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)※の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。 ②事務事業編に基づく取組が現行のものと比べて大幅な強化・拡充となるものであること。 ③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。 			
2)事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス(特にエネルギー起源 CO ₂)総排出量の把握			
3)事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス(特にエネルギー起源 CO ₂)総排出量の分析			

4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握

<調査対象施設の規模>

(A) 建築物の用途

(B) 延べ床面積(m²)・築年数(年)

(C) 2015年度におけるエネルギー(電気(kWh)・ガス(m³)等)の年間の使用量

<施設内の主な設備機器>

5) 事業の目的

6) 事業の内容

7) 事業のスケジュール

<交付申請の時期>

<入札・契約の時期>

<役務契約の履行期間>

<2. 実施体制等>

1) 実施体制

2) 資金計画

<3. 事業実施に関連するその他の事項>

1) 国の環境モデル都市等への選定状況

2) 他の補助金との関係

3) 許認可、権利関係等の調整状況

<4. 確認事項>

公募要領「I. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することを承諾の上、本申請書を提出します。

チェック欄

(←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)

**地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業
【経費内訳（第1号事業用）】**

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	0 円	0 円
(5) 基準額	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (千円未満切捨て) ※(7)×補助率	円
円	円	円	円	円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳		
経費区分・費目	金額（円）	積算内訳
小計	0	
消費税	0	
合計	0	

別紙1－3

カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

申請者()は、標記の基本方針について、次のとおり取り組みます。

1. カーボン・マネジメント体制について

1) カーボン・マネジメント体制

2) カーボン・マネジメントの対象施設

3) 職員意識の啓発や関係団体への協力要請

<職員意識の啓発>

<関係団体への協力要請>

4) 実施方法・評価・改善

2. エネルギー起源 CO₂排出量の削減目標について

<2013年度の事務事業編におけるエネルギー起源 CO₂排出量>

<2030年度の事務事業編における2013年度と比較したエネルギー起源 CO₂排出削減量(t-

CO₂)・削減率(%)>

3. 設備機器の新規整備及び更新に関する計画や省エネ機器の導入基準について

<設備機器の新規整備及び更新に関する計画>

<省エネ機器の導入基準>

別紙2－1－1

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書(第2号事業用)

事業名			
事業実施の 団体名			
分類			
会計の区分			
申請者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名・氏名	所在地
	事業責任者		
	氏名	役職名・氏名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業担当者		
	氏名	役職名・氏名	所在地
電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
共同実施者 (共同実施の 場合のみ)	団体名	代表者	
		氏名	役職名
<1. 事業の内容>			
1) 設備の導入に関する事項(概要)			
(A) 目的・目標			
(B) 設備機器・システムの特徴			
2) 事業実施場所の地図			

3) 事業対象施設

<2. エネルギー起源 CO₂排出削減効果>

1) エネルギー起源年間 CO₂排出削減量、削減率

(A) 設備導入による年間 CO₂排出削減量(t-CO₂/年)・削減率(%) (数値の根拠:別紙 2-1-2(その2) ロ・ハ)

(B) 設備導入以外の運用改善による年間 CO₂排出削減量(t-CO₂/年)・削減率(%) (数値の根拠:別紙 2-1-2(その2) ホ・ヘ)

(C) 取組全体の年間 CO₂排出削減量(t-CO₂/年)・削減率(%) (数値の根拠:別紙 2-1-2(その2) チ・リ)

(エネルギー起源 CO₂削減効果の算定方法)

本事業の CO₂削減効果の算定方法(I、II)について、該当するものに○をすること。

I 補助事業者独自の算定方法の場合

II 「ハード対策事業計算ファイル」使用の場合

(事業終了後の効果計測方法)

2) 費用効率性

補助対象経費支出予定額…a(別紙 2-1-2(その2) イ)

設備導入による効果…b(別紙 2-1-2(その2) ニ)

運用改善による効果…c(別紙 2-1-2(その2) ハ)

費用効率性(円/t-CO₂)…a/(b+c)(別紙 2-1-2(その2) ル)

<3. 環境省指定先進的高効率設備機器導入比率>

d	e	f
<u>環境省指定先進的高効率設備機器の機器費(税抜)合計</u> [千円]	<u>補助対象設備機器の機器費(税抜)合計</u> [千円]	<u>環境省指定先進的高効率設備機器導入比率</u> $\frac{d}{e} \times 100$ [%]

<4. 取組の先進性等>

1) 取組の先進性・モデル性

<5. 実施体制等>

1) 実施体制

2) 資金計画

<6. 事業実施に関するその他の事項>

1) 国の環境モデル都市等への選定状況

2) 他の補助金との関係

3) 許認可、権利関係等の調整状況

4) 環境への影響に関する事項

5) 設備の管理責任者

<7. 事業実施スケジュール及び補助金希望額>

1) 事業の実施スケジュール

<複数年度にわたる事業を希望する場合>

<交付申請の時期>

<入札・契約の時期>

<工事契約の履行期間>

<8. 確認事項>

公募要領「I. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、特に第2号事業開始後に CO₂ 排出削減目標(算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。)の達成が難しい見込みとなった場合は、CO₂ 排出削減量・削減率の計算過程での錯誤が理由であっても、交付決定後に補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要が生じたりすることがあり得ること、また、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することを承諾の上、本申請書を提出します。

チェック欄

(←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)

別紙2-1-2(その1) 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表

建屋名称	
CO ₂ 排出量削減効果を算定する基準年度*1	

1 本書の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。

2 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム因、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

[] 入力欄
自動計算欄設備導入による年間CO₂削減効果*2

取組番号 *3	導入登録の 耐用年数 (A)	取組年度			合計
		取組名	導入する主な省エネ設備	補助対象経費支出予定額*4	
		補助対象経費支出予定額*4	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5	0 円(B)	0 円(B)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (F=E×C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0	0 円/CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		取組名	導入する主な省エネ設備	補助対象経費支出予定額*4	0 円(B)
		補助対象経費支出予定額*4	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(E=C-D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (F=E×C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0	0 円/CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		取組名	導入する主な省エネ設備	補助対象経費支出予定額*4	0 円(B)
		補助対象経費支出予定額*4	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(E=C-D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (F=E×C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0	0 円/CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		取組名	導入する主な省エネ設備	補助対象経費支出予定額*4	0 円(B)
		補助対象経費支出予定額*4	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(E=C-D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (F=E×C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0	0 円/CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		取組名	導入する主な省エネ設備	補助対象経費支出予定額*4	0 円(B)
		補助対象経費支出予定額*4	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*5	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量*6	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(E=C-D)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (F=E×C×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (G=E×A)
		費用効率性	0	0	0 円/CO ₂ (B/G)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		設備導入による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		設備導入による年間CO ₂ 削減率	0	0	0 %
		設備導入による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂
		設備導入による費用効率性	0	0	0 円/CO ₂
		設備導入によるランニングコスト削減金額合計	0	0	0 円/年
		運用改善による年間CO ₂ 削減効果*8	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		運用改善による費用効率性	0	0	0 %
		運用改善によるランニングコスト削減金額合計	0.0	0.0	0.0 円/年
		運用改善による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		取組全件による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		取組全件による年間CO ₂ 削減率	0	0	0 %
		取組全件による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂
		取組全件の費用効率性	0	0	0 円/CO ₂

(イ) *12

(ロ)

(ハ)

(二)

運用改善による年間CO₂削減効果*8

取組番号 *3	対象設備の耐用年数	取組年度			合計
		取組名	取組内容	主な対象設備	
		取組名	取組内容	主な対象設備	
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A) *9	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*10		0.0 t-CO ₂ /年(B)
		運用改善後の年間CO ₂ 排出量*11	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D-B-C)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (E=D/B×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (F-D×A)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		取組名	取組内容	主な対象設備	
		取組名	取組内容	主な対象設備	
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A) *9	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*10		0.0 t-CO ₂ /年(B)
		運用改善後の年間CO ₂ 排出量*11	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(O)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(B-B-C)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (E=B×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (F-D×A)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		取組名	取組内容	主な対象設備	
		取組名	取組内容	主な対象設備	
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A) *9	算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量*10		0.0 t-CO ₂ /年(B)
		運用改善後の年間CO ₂ 排出量*11	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(C)
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年(D-B-C)
		年間CO ₂ 削減率	0.0	0.0	0.0 % (E=D/B×100)
		CO ₂ 削減量	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ (F-D×A)
		ランニングコスト削減金額*7			0 円/年
		運用改善による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		運用改善による費用効率性	0	0	0 %
		運用改善によるランニングコスト削減金額合計	0.0	0.0	0.0 円/年
		運用改善による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		取組全件による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂ /年
		取組全件による年間CO ₂ 削減率	0	0	0 %
		取組全件による年間CO ₂ 削減量合計	0.0	0.0	0.0 t-CO ₂
		取組全件の費用効率性	0	0	0 円/CO ₂

(ホ)

(ヘ)

(ト)

(チ)

(リ)

(ス)

(ル)

*1 CO₂排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。

*2 当該建屋における補助対象設備導入の取組について記載すること。

*3 取組番号はシステム(機能を一まとめする系統)ごとですること。また、複数事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。

*4 補助対象として、該当する取組の事業費(税込)を記入すること。

*5 該当する設備導入の取組における設備導入後の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。*6 ランニングコスト削減金額の算定根拠における設備導入後の年間CO₂排出量を記入すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。

*7 当該建屋に設置されている設備における運用改善について記載すること。なお、当該補助事業にて導入される設備も含む。

*8 運用改善における対象設備の残りの耐用年数を記載すること。(対象設備により、運用改善の取組により、消費エネルギーが削減する設備を指す。)

*9 運用改善における対象設備における基準年度の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。*10 該当する運用改善対象設備における基準年度の年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。*11 該当する運用改善後の対象設備における年間CO₂排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。

*12 表の右に書かれていた記号の数値を別紙2-1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別添1 システム図(取組ごとに作成すること)

建屋名
取組番号
設備名

※設備名には主な導入省エネ設備を記入すること。

※導入前、導入後が分かる様にシステムフロー図を記入すること。

導入前のシステムフロー図には撤去範囲を示すこと。

※複数年実施の場合は各年の実施内容が分かるように記入すること。

導入前(運用改善では取組前のシステムを記入)

導入後(運用改善では取組後のシステムを記入)

別紙2-1-2（その2）

事業全体のCO₂排出量削減効果集計表

[] 年度

年間CO₂排出削減量、削減率

建屋名称	基準年度	設備導入による効果		運用改善による効果		取組全体による効果	
	年間CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出 削減量 (口) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出 削減率 (ハ) %	年間CO ₂ 排出 削減量 (ホ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出 削減率 (ヘ) %	年間CO ₂ 排出 削減量 (チ) t-CO ₂ /年	年間CO ₂ 排出 削減率 (リ) %
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
			0%		0%		0%
合 計	0.0	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%

費用効率性

建屋名称	補助対象経費支出 予定額	設備導入 による	運用改善 による	取組全体 による	費用効率性
	円(イ)	CO ₂ 削減量 (ニ) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ト) t-CO ₂	CO ₂ 削減量 (ヌ) t-CO ₂	(ル) 円/t-CO ₂
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注) 別紙2-1-2（その1）の記号（イ～ル）の欄の数値をそれぞれ記入すること。

**地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業
【経費内訳（第2号事業用）】**

年度分				
所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	0 円	0 円
	(5) 基準額	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (千円未満切捨て) ※(7)×補助率
	- 円	円	円	円
(4) 補助対象経費支出予定額の内訳				
経費区分・費目	金額（円）	積算内訳		
小計	0			
消費税	0			
合計	0			
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）				
名称	仕様	数量	単価（円） 上段：税抜価格 下段：税込価格	金額（円） 上段：税抜価格 下段：税込価格

別紙2－3

カーボン・マネジメントの推進方針

申請者()は、標記の推進方針について、次のとおり取り組みます。

1. 事務事業編の策定状況等

1) 事務事業編の策定状況

策定済み(策定時期:平成 年 月)

策定に向けて検討中(策定予定時期:平成 年度)

2) 対象事業の事務事業編における位置付け

位置付け済み

位置付けに向けて検討中(策定/改定予定時期:平成 年度)

2. カーボン・マネジメント体制の整備計画等

1) カーボン・マネジメント体制の整備計画

2) CO₂排出削減の目標設定

3) カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

4) 補助対象施設・設備に対する運用管理体制

3. 事業実施によるエネルギー起源 CO₂排出削減以外の効果

別添(別紙2-3)

事務事業編の概要書

1. 基本的な事項

(1)	計画期間	
(2)	現状分析 (温室効果ガス総排出の把握・分析)	
(3)	・目標 (エネルギー起源の CO ₂ 削減量・削減率) ・目標の算出法	
(4)	目標に向けた主な実施項目・内容	
(5)	その他実施に関し必要な事項	

2. 特徴的な事項(独自の取組みなど)

(1)		
(2)		